

学校施設使用許可申請書

令和 年 月 日

函館市教育委員会教育長 様

住 所

団体名

申請者

責任者

電 話

次のとおり使用したいので申請いたします。

使用学校名	函館市立		学 校	
使用月日	令和 年 月 日から	日間	時 分	から
および時間	令和 年 月 日まで		時 分	まで
使用場所	屋外運動場	屋内運動場	教室	その他 ()
使用目的				
集会人員				
使用に伴う特別な設備				

校長の意見			校長	
			職印	

※この申請書は使用したい学校へ使用の5日前までに提出して下さい。

上記申請について [許可する 許可しない]

決裁印	收受	令和 年 月 日	施設課長	主 査	係
	起案	令和 年 月 日			
	決裁	令和 年 月 日			

函館市立学校施設の使用に関する規則（抜粋）

（使用許可の条件）

第2条 函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校施設の使用が次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用を許可することができる。

- (1) 社会教育を目的とした集会を行なうとき。
- (2) スポーツ活動を行なうとき。
- (3) その他教育委員会が公益上必要と認めるとき。

2 教育委員会は、学校施設の使用が前項各号の規定に適合する場合であっても、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 興行その他営利を目的とし、またはそのおそれがあるとき。
- (3) 特定の政党その他の政治団体またはその構成員が政治活動のために使用するとき。

ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙のために使用する場合を除く。

- (4) 宗教上の祭祀または活動を行なうとき。
- (5) 学校施設を破損、汚損または滅失するおそれがあるとき。
- (6) その他教育委員会または学校において支障があるとき。

（使用許可の取消および使用停止）

第5条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取消し、または使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じても教育委員会は、その賠償の責めを負わない。

- (1) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 使用者が、校長の指示に従わなかったとき。
- (3) 使用者が、使用する権利を譲渡し、または転貸したとき。
- (4) 教育委員会または学校が、公用もしくは公共用に供するため必要が生じたとき。

（経費の負担）

第6条 学校施設を使用するために必要な経費は、使用者が負担するものとする。

その他の注意事項

夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）の利用においては、静穏保持のため、特に必要以上の騒音を発生させないように留意して下さい。（函館市公害防止条例第35条）